

## 芦屋市条例第27号

### 芦屋市福祉医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市福祉医療費の助成に関する条例（昭和48年芦屋市条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等、こども、高齢期移行者、<u>障がい者、高齢障がい者</u>及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から<u>18歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過していない</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、乳幼児等、こども、高齢期移行者、<u>障害者、高齢障害者</u>及び母子家庭の母等に対し、医療費の一部を助成することにより、これらの者の保健の向上に寄与するとともに、その福祉の増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) こども 9歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から<u>15歳</u>に達する日以後の最初の3月31日を経過していない</p>

改正後	改正前
<p>加入者をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>障がい者</u> 次のいずれかに該当する加入者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める<u>障がい</u>の程度が1級から3級までのいずれかに該当する者</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により<u>重度知的障がい者（児）</u>又は<u>中度知的障がい者（児）</u>と判定された者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める<u>障がい</u>の程度が1級又は2級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(10) <u>高齢障がい者</u> 65歳以上の者で、前号アからウまでのいずれかに該当する高確法第50条に規定する被保険者（以下「高確法の被保険者」という。）をいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) 遺児 次のいずれかに該当する加入者をいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 両親が精神又は身体<u>の障がい</u>により長期にわたって労働能力を失っている児童</p> <p>オ (略)</p>	<p>加入者をいう。</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>(9) <u>障害者</u> 次のいずれかに該当する加入者をいう。</p> <p>ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める<u>障害</u>の程度が1級から3級までのいずれかに該当する者</p> <p>イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更生相談所、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条に規定する精神保健福祉センターの長又は医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院若しくは診療所において、主として精神科若しくは神経科を担当する医師により<u>重度知的障害者（児）</u>又は<u>中度知的障害者（児）</u>と判定された者</p> <p>ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条に定める<u>障害</u>の程度が1級又は2級に該当し、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</p> <p>(10) <u>高齢障害者</u> 65歳以上の者で、前号アからウまでのいずれかに該当する高確法第50条に規定する被保険者（以下「高確法の被保険者」という。）をいう。</p> <p>(11)～(13) (略)</p> <p>(14) 遺児 次のいずれかに該当する加入者をいう。</p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 両親が精神又は身体<u>の障害</u>により長期にわたって労働能力を失っている児童</p> <p>オ (略)</p>

改正後	改正前
<p>(15)～(20) (略) (受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p>(1) <u>乳児、幼児等及びこども</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>障がい者 障がい者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障がい者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。))で主としてその障がい者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付</u></p>	<p>(15)～(20) (略) (受給資格)</p> <p>第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者は、市内に住所を有する者で、<u>乳児及び次の各号に掲げるものについて、それぞれ当該各号に定める要件を備えているものとする。</u></p> <p>(1) <u>幼児等及びこども 幼児等保護者若しくはこども保護者又は幼児等保護者若しくはこども保護者が当該幼児等若しくはこどもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくはこどもの民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者(以下「扶養義務者」という。))で主としてその幼児等若しくはこどもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。))が235,000円未満であること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>障害者 障害者及びその配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民</u></p>

改正後	改正前
<p>が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4) <u>高齢障がい者</u> <u>高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者</u>で主としてその<u>高齢障がい者</u>の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の対象者の認定)</p> <p>第4条 助成の対象者(以下「対象者」という。)の認定は、前条に掲げる者(乳児、幼児等及びこどもにあつては、乳児保護者、幼児等保護者及びこども保護者<u>(こどもが成年に達している場合にあつては、こども保護者又は当該こども)</u>)の申請に基づいて</p>	<p>税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(4) <u>高齢障害者</u> <u>高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者</u>で主としてその<u>高齢障害者</u>の生計を維持する者について療養のあつた月の属する年度(療養のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満であること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(助成の対象者の認定)</p> <p>第4条 助成の対象者(以下「対象者」という。)の認定は、前条に掲げる者(乳児、幼児等及びこどもにあつては、乳児保護者、幼児等保護者及びこども保護者)の申請に基づいて市長が行う。</p>

改正後	改正前
<p>市長が行う。</p> <p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 乳児 乳児の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額</p> <p>(2) <u>幼児等及び子ども 幼児等及び子どもの疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、次に掲げる区分に応じ、当該ア又はイに定める額</u></p> <p><u>ア 入院以外の療養である場合 次に掲げる幼児等及び子どもの区分に応じ、当該(ア)又は(イ)に定める額</u></p> <p><u>(ア) 幼児等若しくは子ども(15歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)であって、幼児等保護者若しくは子ども保護者又は幼児等保護者若しくは子ども保護者が当該幼児等若しくは子どもの生計を維持できない場合は、その幼児等若しくは子どもの扶養義務者で主としてその幼児等若しくは子どもの生計を維持する者について医療保険各法の給付が行われた月の属する年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適</u></p>	<p>(助成の範囲)</p> <p>第5条 市長は、被保険者等負担額又は高確法の一部負担金の額の範囲内で、次の各号に掲げる者について、当該各号に定める額を助成する。</p> <p>(1) 乳児、<u>幼児等及び子ども</u> 乳児、<u>幼児等及び子ども</u>の疾病又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額</p>

改正後	改正前
<p>用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)が235,000円未満である場合 被保険者等負担額に相当する額</p> <p>(イ) (ア)に掲げる幼児等若しくはこども以外の幼児等又はこども 被保険者等負担額に相当する額から、保険医療機関等ごとに1日につき800円を一部負担金として控除(同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。)した額</p> <p>イ 入院療養である場合 被保険者等負担額に相当する額</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 障がい者 障がい者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(障がい者及びその配偶者並びに障がい者の扶養義務者で主としてその障がい者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(障がい者及びその配偶者並びに障がい者の扶養義務者で主としてその障がい者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。</p>	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 障害者 障害者の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について医療保険各法の給付が行われた場合において、被保険者等負担額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 費用額の100分の10に相当する額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(障害者及びその配偶者並びに障害者の扶養義務者で主としてその障害者の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。</p>

改正後	改正前
<p>(5) <u>高齢障がい者</u> <u>高齢障がい者</u>の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(<u>高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者</u>で主としてその<u>高齢障がい者</u>の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(<u>高齢障がい者及びその配偶者並びに高齢障がい者の扶養義務者</u>で主としてその<u>高齢障がい者</u>の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、<u>前項第2号ア(イ)及び第4号から第6号</u>までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第1項第2号ア(イ)及び第3号から第6号</u>までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度</p>	<p>(4) <u>高齢障害者</u> <u>高齢障害者</u>の疾病(第2条第9号ウに該当する者にあつては、精神疾患による疾病を除く。)又は負傷について高確法の給付が行われた場合において、高確法の一部負担金の額に相当する額から次の額を一部負担金として控除した額</p> <p>ア 入院以外の療養である場合 保険医療機関等ごとに1日につき600円(<u>高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者</u>で主としてその<u>高齢障害者</u>の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、400円)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2回を限度とする。</p> <p>イ 入院療養である場合 高確法の費用の額に100分の10を乗じて得た額(保険医療機関等で連続して3月を超えて入院した場合にあつては、当該3月を超える期間に係るものを除く。)。ただし、同一の月に同一の保険医療機関等においては2,400円(<u>高齢障害者及びその配偶者並びに高齢障害者の扶養義務者</u>で主としてその<u>高齢障害者</u>の生計を維持する者がいずれも低所得者である場合は、1,600円)を限度とする。</p> <p>(5) (略)</p> <p>2 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う保険医療機関等にあつては、<u>前項第3号から第5号</u>までの規定の適用については、それぞれ別個の保険医療機関等とみなすものとする。</p> <p>3 市長は、<u>第1項第2号から第5号</u>までの一部負担金について、対象者が災害により大規模な被害を受けた場合その他特別の理由により支払うことが困難であるときは、当該事由が発生した日の属する月の初日から6月を限度として当該一部</p>

改正後	改正前
<p>として当該一部負担金を助成することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>5 <u>第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号中</u>「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額」については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>6 <u>第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号中</u>「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」については、<u>第3条第1項第3号及び第4号並びに第5条第1項第2号</u>に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22</p>	<p>負担金を助成することができる。</p> <p>附 則</p> <p>(市町村民税の額の算定の特例)</p> <p>5 <u>第3条第1項第1号、第3号及び第4号中</u>「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額」については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。)及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族(19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。)があるときは、同号に規定する額(扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの(扶養親族に係る額に相当するものを除く。))に限る。)に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>6 <u>第3条第1項第1号、第3号及び第4号中</u>「地方税法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割(同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。)の額(同法第314条の7並びに同法附則第5条の4第6項、第5条の4の2第5項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)、第7条の2第4項及び第5項並びに第7条の3第2項の規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。)」については、<u>第3条第1項第1号、第3号及び第4号</u>に定める者が、医療保険各法の給付が行われた月の属する年度の前年度(医療保険各法の給付が行われた月が4月から6月までの場合にあつては、前々年度)の1月1日において、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の市</p>



改正後	改正前
<p>年法律第67号)第252条の19第1項の市(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p>	<p>(以下「指定都市」という。)の区域内に住所を有した場合(地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。)にあつては、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有した場合の例により算定するものとする。</p>

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和6年7月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の芦屋市福祉医療費の助成に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、令和6年7月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用し、同日前の医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

### (準備行為)

- 3 市長は、改正後の条例の規定により医療費の助成を受けることができることとなる者に係る受給者証の交付その他医療費を助成するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。